

保護命令申立書の記載等要領

平成26年1月3日改正版
福岡地方裁判所第4民事部保全係

申立人の名前 (申立書1頁)

申立人欄に氏名を記載してください。

印鑑 (申立書1頁)

この申立書に使用した印鑑は後で必要になる場合がありますので、大切に保管しておいてください。
(スタンプ式は不可)

当事者の表示 (申立書1頁)

- 1 申立人の住所** 現在住んでいるところを相手方に知られたくない場合には、住民票上の住所、又は相手方と共に生活の本拠としていた住所を記載すれば足够了。避難先の住所を記載する必要はありません。
- 2 相手方の住所・送達先** 裁判所から相手方へ書面を送付する場合の宛先になります。
現住所以外に、相手方について書面を送付するのに適した場所(例えば、現住所ではなく、実家や別の場所で生活している場合は、その場所)があれば記載してください。

申立ての趣旨 (申立書2頁)

申し立てる命令の左の□にレを付してください。

- 1 退去命令** 相手方と住居を同じくする場合にのみ申し立てることができます。
ただし、相手方の暴力から逃れるため一時的に住居から離れている場合も申立てが可能です。
- 2 接近禁止命令** 申立人への接近禁止命令です。申立人が相手方からの身体に対する暴力等を受けた被害者であって、相手方からの更なる身体に対する暴力により、申立人の生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいことが条件です。
- 3 電話等禁止命令** 申立人への接近禁止命令を申し立てている場合にのみ申し立てることができ、電話等禁止命令のみを申し立てることはできません。
- 4 子への接近禁止命令(申立人が未成年の子と同居している場合のみ)**

申立人への接近禁止命令を申し立てている場合にのみ申し立てることができ、子への接近禁止命令のみを申し立てることはできません。

- 5 親族等への接近禁止命令(申立人と同居している未成年の子及び相手方と同居している者は除く。)**
申立人への接近禁止命令を申し立てている場合にのみ申し立てることができ、親族等への接近禁止命令のみを申し立てることはできません。

※申立人の子に関する接近禁止命令を申し立てる方法は、下表のとおりです。

子の住居	子の年齢				
	15歳未満	15歳以上 20歳未満	20歳以上		
申立人と同居している場合(申立人・相手方双方と同居している場合を含みます。)	「子への接近禁止命令」として申し立てることができます。 子の同意書は不要です。	子の同意書が必要です。	「親族等への接近禁止命令」として申し立てることができます。 子の同意書が必要です。		
相手方と同居しており、申立人とは同居していない場合	子に関する接近禁止命令を申し立てることはできません。				
申立人も相手方とも同居していない場合	「親族等への接近禁止命令」として申し立てることができます。 子の同意書は不要です。			子の同意書が必要です。	子の同意書が必要です。

- 1 申立人と相手方との同居の有無及び同居開始時期 現在の状況にあてはまる□にレを付してください。
- 2 当事者
あなたや相手方、子等の現在及び過去の状況に関する記載です。相手方の職業については、「長距離トラック運転手」、「建築会社従業員」、「国家公務員」等と具体的に記載してください。
- 3 相手方から受けた主な暴力又は生命等に対する脅迫の状況等 相手方から暴力や脅迫を受けた時期、場所や内容、けがや治療の状況、その暴力や脅迫について相談・保護を求めた状況について記載してください。
 - * 大きな暴力等の事実(病院で診察を受けたり、警察に通報したもの)を時系列(古い順)で記載してください。暴力等の事実が多数ある場合は、別紙をコピーして使用しても構いません。
 - * 暴力等の内容等は、できるだけ具体的に記載してください。
例：③その時の (身体に対する暴力, 生命等に対する脅迫) の内容
「昼頃、二人でテレビを見ていたら、…の事で口論となり、いきなり相手方は、立ち上がって、私の左・を右の拳で殴った」
④(けがの内容)
「私の左頬が1週間腫れ上がった」
 - * 相手方から暴力を受けたことで、警察に相談した場合には、必ず記載してください。
- 4 相手方からの更なる身体に対する暴力(又は生命等に対する脅迫を受けた後の身体に対する暴力)により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい事情 上記事情を、できるだけ具体的に、記載してください。
- 5 電話等禁止命令を必要とする事情(電話等禁止命令を求める場合に記載する。) 上記事情を、できるだけ具体的に、記載してください。
- 6 あなたが、同居している未成年の子に関して相手方と面会することを余儀なくされる事情(子への接近禁止命令を求める場合に記載する。)
「次のような理由」とは、例えば、相手方が子の様子を保育園に聞いたり、子を連れ去ろうとしている、というような事情をいいます。できるだけ具体的に記載してください。
例：相手方は私が娘と一緒に家を出たあとも、毎日のように保育園へ娘の様子を確認しに行っており、一度、娘を連れて行こうとしたこともありました。ですから、いつどこで待ち伏せされて娘を連れて行こうとするか毎日不安です。
- 7 あなたが、親族等に関して相手方と面会することを余儀なくされる事情(親族等への接近禁止命令を求める場合に記載する。)
「次のような理由」とは、例えば、相手方が親族等の住居に押し掛けて著しく乱暴な言動を行っている、というような事情をいいます。できるだけ具体的に記載してください。
例：相手方は私が娘と一緒に家を出たあと、私や娘を探すために毎日のように私の実家に押し掛け、両親に「俺の子どもを返せ。嫁はどこに行ったんだ。」などと怒鳴り散らしています。私の両親は高齢なこともあり、相手方の訪問に大変怯えています。
- 8 既に申立てをした保護命令事件の表示(電話等禁止命令、子への接近禁止命令、親族等への接近禁止命令のみを求める場合に記載する。) 追加の申立てをする場合にのみ記載してください。
 - * 福岡地方裁判所以外の裁判所に申し立てたものについても記載してください。

別紙

(申立書7頁)

※ 子や親族等への接近禁止命令を求める場合は、該当する別紙に命令を求める子や親族等について記載してください。

その他

※ 申立書に記載しきれない場合は、別紙(A4版用紙を用いてください。)に記載してください。

【手数料について】

・収入印紙1000円分 なお、印紙は貼らずに申立書と一緒に提出してください。

【予納郵券について】

・郵便切手2000円程度 呼出状や決定書の送付等に使用するための費用です。